**平成２３年（再イ）第２２６号**
さいたま市南区内谷７丁目１番12―404号
再生債務者　川部　義一
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成24年３月28日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年３月30日
さいたま地方裁判所第３民事部

**平成２３年（再イ）第６１号**
静岡県浜松市天竜区龍山町瀬尻1234番地
再生債務者　片桐　孝義
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成24年３月28日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年４月２日
静岡地方裁判所浜松支部再生係

**平成２３年（再イ）第９１６号**
大阪府豊中市豊南町西３丁目20番13―202号
再生債務者　永易行政書士事務所こと　永易　雄偉
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成24年３月28日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年３月30日
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２３年（再イ）第１９９号**
堺市堺区寺地町東４丁２番29―５号
再生債務者　吉田悦一郎
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成24年３月28日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年３月30日
大阪地方裁判所堺支部個人再生係

**平成２３年（再イ）第４１７号**
福岡県太宰府市通古賀３丁目20番５号
再生債務者　松野　保子
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成24年３月28日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年３月29日
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２３年（再イ）第７９号**
栃木県日光市小林2679番地５
再生債務者　桑原　重昭
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成24年３月29日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年３月30日
宇都宮地方裁判所第一民事部

**平成２３年（再イ）第３６０号**
横浜市中区弁天通６丁目76番地　ＬＳＰ横濱プリマゾーナ604号室
再生債務者　前田　政美
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成24年３月29日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年４月２日
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２３年（再イ）第８０１号**
大阪府高槻市津之江町２丁目11番11号
再生債務者　玉森　丈之
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成24年３月29日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年４月２日
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２３年（再イ）第８０２号**
大阪府高槻市津之江町２丁目11番11号
再生債務者　玉森　文代
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成24年３月29日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年４月２日
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２３年（再イ）第２２２号**
大阪府羽曳野市伊賀６丁目３番８号
再生債務者　百々　吉彦
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成24年３月29日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年３月30日
大阪地方裁判所堺支部個人再生係

**平成２３年（再イ）第２４６号**
堺市南区三原台３丁１番１―1007号
再生債務者　筒井　　剛
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成24年３月29日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年３月30日
大阪地方裁判所堺支部個人再生係

**平成２３年（再イ）第２６号**
北海道登別市若草町４丁目15番地19
再生債務者　佐藤　俊介
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成24年３月30日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年４月２日
札幌地方裁判所室蘭支部再生係

**平成２３年（再イ）第４２号**
富山市二俣新町43番地
再生債務者　安川　達也
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成24年３月30日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年４月２日　　富山地方裁判所

**平成２３年（再イ）第７９号**
和歌山県岩出市荊本41番地107号
再生債務者　長田　　隆
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成24年３月30日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年４月２日
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

## 公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公示

次のとおり「エクスプレス複写業務の事業者公募」の事業者を公募します。
平成 24 年４月 16 日
独立行政法人科学技術振興機構
分任契約担当者　経理部長　菅谷　行宏
1　事業概要
⑴　事業名　エクスプレス複写業務の事業者公募
⑵　事業内容　エクスプレス複写業務(以下「本業務」という。)は、従来機構自身によって複写製品提供事業の一部として実施されてきたものである。機構は大学、研究機関や企業における効率的な研究開発を促進するために、科学技術の全分野にわたり体系的に科学技術文献情報を整備し、利用者が容易に論文の内容を理解できるような形で提供してきており、この科学技術文献情報から全文情報を取得するしくみとして、複写製品提供事業を行ってきた。
この度、科学技術文献情報の提供サービスが民間へ移管されることを受けて、機構では、図書館業務の範囲内で閲覧複写及び郵送複写による複写物提供を行い、本業務については、民間事業者へ移管することとした。本業務は、これまで実施してきた取組みを一層発展するために、民間の創意工夫を生かして利用者に対する質の維持・向上や業務の効率化を目指すものである。
⑶　事業期間　契約締結日より平成30年３月31日まで
2　参加資格及び提案項目
⑴　応募者に求める資格要件　次に掲げる条件を全て満たしている者であること。
(a)　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
(b)　機構または全省庁統一資格のうち以下の全てを満たす競争参加資格を取得している者
・資格の種類　役務の提供等
・格付け　Ａ、Ｂ又はＣ等級
・資格の有効年度　平成22・23・24年度